

平成26年11月10日
防 衛 省

技術海曹の採用等の基準に関する達の一部を改正する達（案）に関する意見募集
の結果について

技術海曹の採用等の基準に関する達の一部を改正する達につきましては、採用後に効率的な養成が困難な専門的技術に関する国家資格・免許等保有者及び専門的な技術・知識を有する者を採用する本制度について、新たに必要な国家資格等を追加する等の所要の改正を行ったものです。

本件については、平成26年8月13日（水）から同年9月11日（木）までの間、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたが、本件に対する御意見はございませんでした。

なお、別表電計処理の項の改正部分について、採用階級の3等海曹の欄まで含めて改正するよう技術的な修正を行うこととしましたので、補足させていただきます。当該修正により改正内容に変更は生じておりません。

また、本件と併せて意見募集を行った、技術陸曹の任用の基準に関する達及び技術空曹の任用の基準に関する達につきましても、同様の改正を行っておりますが、達の制定機関が異なるため、本件とは別に結果の公示を行います。

今後とも防衛省に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：（代表）03-3268-3111 内線20751

F A X：03-5229-2137